

第Ⅲ部 介護保険事業計画

第1章 介護(介護予防)サービスの推進

1. 居宅サービス(介護給付)実績・見込み

【居宅サービス】

居宅による生活を支援するため、在宅で生活している要介護1～5の方を対象に提供されるサービスです。

(1)訪問介護

■サービスの内容

介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）などによって入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の支援を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人／年、回数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	3,646	3,020	3,428	3,595	3,765	3,938
必要量				78,346	82,402	86,557
供給量	72,413	65,454	74,481	78,346	82,402	86,557

(2)訪問入浴介護

■サービスの内容

寝たきりなどで入浴が困難な要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行うサービスです。

■実績と見込量

単位：人／年、回数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	163	197	226	238	251	264
必要量				4,434	4,670	4,918
供給量	2,563	3,648	4,195	4,434	4,670	4,918

(3) 訪問看護

■ サービスの内容

主治医がその治療の必要性を認めた場合、看護師などが家庭を訪問して療養上の世話または必要な診療補助を行うサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年、回数／年

	実績値		見込み 平成 20 年度	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	1,742	1,658	1,890	1,974	2,071	2,170
必要量				13,794	14,501	15,225
供給量	11,614	11,497	13,130	13,794	14,501	15,225

(4) 訪問リハビリテーション

■ サービスの内容

主治医がその必要性を認めた場合、居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供するサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年、日数／年

	実績値		見込み 平成 20 年度	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	22	40	45	48	50	53
必要量				170	180	190
供給量	118	142	161	170	180	190

(5) 居宅療養管理指導

■ サービスの内容

病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が自宅を訪問して行う療養上の管理と指導等を提供するサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み 平成 20 年度	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				1,454	1,527	1,603
供給量	1,246	1,319	1,385	1,454	1,527	1,603

(6) 通所介護

■ サービスの内容

居宅要介護者に特別養護老人ホームなどの施設かデイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を提供するサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年、回数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	5,752	4,940	5,598	5,921	6,449	6,990
必要量				43,002	46,831	50,758
供給量	39,128	35,918	40,692	43,002	46,831	50,758

(7) 通所リハビリテーション

■ サービスの内容

居宅要介護者のうち、主治医がその必要性を認めた場合、介護老人保健施設や病院・診療所に通ってもらい、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを提供するサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年、回数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	705	779	881	971	1,107	1,256
必要量				5,951	6,790	7,714
供給量	4,041	4,768	5,398	5,951	6,790	7,714

(8)短期入所生活介護

■サービスの内容

老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等に短期間入所してもらい、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援及び機能訓練を提供するサービスです。

■実績と見込み

単位：人／年、日数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	1,803	1,883	2,136	2,143	2,234	2,318
必要量				20,797	21,692	22,526
供給量	17,003	18,360	20,815	20,797	21,692	22,526

(9)短期入所療養介護

■サービスの内容

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所してもらい、介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を提供するサービスです。

■実績と見込み

単位：人／年、日数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	137	154	175	176	169	161
必要量				1,894	1,821	1,736
供給量	1,282	1,661	1,887	1,894	1,821	1,736

(10) 特定施設入居者生活介護

■ サービスの内容

特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				306	306	306
供給量	133	285	306	306	306	306

(11) 福祉用具貸与

■ サービスの内容

日常の動作を助けたり、介護者の負担を助けるための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				6,877	7,527	8,201
供給量	6,312	5,729	6,505	6,877	7,527	8,201

(12) 特定福祉用具販売

■ サービスの内容

住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、排せつや入浴に使用する福祉用具を購入した場合に、その費用の一部を支給するサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				230	242	254
供給量	203	209	219	230	242	254

(13)住宅改修

■サービスの内容

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、段差の解消や手すりの取り付け、引き戸などへの扉の取り替え等小規模な一定種類の住宅改修に係る費用の一部を支給するサービスです。

■実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				175	184	193
供給量	181	159	167	175	184	193

(14)居宅介護支援

■サービスの内容

介護サービスの適切な利用ができるよう、利用者、家族等に各種サービスの情報の提供を行い、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービスが適切に提供されるようにサービス提供事業所との連絡調整、実施状況の把握・評価等を行うサービスです。

■実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				8,443	8,759	9,042
供給量	9,759	8,284	8,382	8,443	8,759	9,042

2. 居宅サービス(介護予防給付)実績・見込み

【介護予防サービス】

要支援1・2の方を対象に、要介護状態へ移行することを予防するためのサービスです。

(1) 介護予防訪問介護

■ サービスの内容

居宅要支援者に対して介護予防を目的として、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）などによって入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の支援を行うサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量				1,409	1,477	1,539
供給量	923	1,269	1,364	1,409	1,477	1,539

(2) 介護予防訪問入浴介護

■ サービスの内容

居宅に浴室がなく、また、施設における浴室利用が困難な方など、ケアマネジメントの過程において特に必要性があると判断された方に対して、浴槽を提供して入浴介護を行うサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年、回数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	0	0	0	0	0	0
必要量				0	0	0
供給量	0	0	0	0	0	0

(3) 介護予防訪問看護

■ サービスの内容

基礎疾患を抱える方に対して主治医がその治療の必要性を認めた場合、看護師などが家庭を訪問して介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話または必要な診療補助を行うサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年、回数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	103	173	186	192	201	210
必要量				662	693	723
供給量	327	596	641	662	693	723

(4) 介護予防訪問リハビリテーション

■ サービスの内容

居宅要支援者に対して、理学療法士や作業療法士などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年、日数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	0	1	1	1	1	1
必要量				1	1	1
供給量	0	1	1	1	1	1

(5) 介護予防居宅療養管理指導

■ サービスの内容

居宅要支援者に対して医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の栄養指導・口腔清掃等を行うサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				34	36	38
供給量	37	31	33	34	36	38

(6) 介護予防通所介護

■ サービスの内容

居宅要支援者に対して、介護予防を目的として特別養護老人ホームなどの介護施設に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や介護、日常生活を想定した運動機能の向上や栄養改善のための指導等の機能訓練を行うサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				1,608	1,718	1,826
供給量	964	1,421	1,526	1,608	1,718	1,826

(7) 介護予防通所リハビリテーション

■ サービスの内容

居宅要支援者に対して、介護老人保健施設や病院・診療所に通ってもらい、介護予防を目的に理学療法士や作業療法士により機能訓練等を提供するサービスです。

■ 実績と見込量

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				494	553	616
供給量	232	417	447	494	553	616

(8) 介護予防短期入所生活介護

■ サービスの内容

居宅要支援者に対して介護予防を目的に特別養護老人ホーム等に短期間入所して、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を提供するサービスです。

■ 実績と見込量

単位：人／年、日数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	19	61	65	67	71	74
必要量				385	404	421
供給量	87	348	373	385	404	421

(9) 介護予防短期入所療養介護

■ サービスの内容

居宅要支援者に対して介護予防を目的に介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医学的管理下における介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を提供するサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年、日数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	3	4	4	4	5	5
必要量				13	14	15
供給量	23	12	13	13	14	15

(10) 介護予防特定施設入居者生活介護

■ サービスの内容

特定施設（有料老人ホーム等）に入居している方に対して、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を提供するサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				100	100	100
供給量	27	100	100	100	100	100

(11) 介護予防福祉用具貸与

■ サービスの内容

居宅要支援者に対して、介護予防を目的とした福祉用具を貸し出すサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				1,185	1,242	1,295
供給量	730	1,068	1,147	1,185	1,242	1,295

(12) 特定介護予防福祉用具販売

■ サービスの内容

居宅要支援者に対して、介護予防を目的とした福祉用具を購入した場合にその費用の一部を支給するサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み 平成 20 年度	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				173	182	191
供給量	110	157	165	173	182	191

(13) 介護予防住宅改修

■ サービスの内容

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、段差の解消や手すりの取り付け、引き戸などへの扉の取り替え等小規模な一定種類の住宅改修に係る費用の一部を支給するサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み 平成 20 年度	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				161	169	177
供給量	122	146	153	161	169	177

(14) 介護予防支援

■ サービスの内容

居宅要支援者が適切な介護サービスを受けられるように、心身の状況や置かれている環境、本人や家族の意向などを踏まえ、介護サービスの利用に関し、介護予防計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み 平成 20 年度	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				3,770	3,837	3,883
供給量	2,527	3,638	3,758	3,770	3,837	3,883

3. 地域密着型サービス(介護給付)実績・見込み

(1) 認知症対応型通所介護

■サービスの内容

要介護者で認知症のある人が、デイサービスセンター等に通り、食事の提供、入浴、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

■実績と見込量

単位：人／年、回数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	201	313	354	380	420	462
必要量				3,304	3,658	4,034
供給量	2,064	2,751	3,106	3,304	3,658	4,034

(2) 小規模多機能型居宅介護

■サービスの内容

要介護者が、その人の心身の状態や環境に応じて、要介護者の居宅で訪問を受け、またはサービスの拠点に通い、もしくは短期間宿泊することで、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

■実績と見込量

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				722	932	1,172
供給量	290	642	692	722	932	1,172

(3) 認知症対応型共同生活介護

■サービスの内容

認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

■実績と見込量

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				1,008	1,008	1,008
供給量	459	542	948	1,008	1,008	1,008

4. 地域密着型サービス(介護予防給付)実績・見込み

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

■ サービスの内容

要支援者で認知症のある人が、デイサービスセンター等に通り、食事の提供、入浴、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

■ 実績と見込量

単位：人／年、回数／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	37	129	139	146	157	166
必要量				665	712	755
供給量	210	587	632	665	712	755

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

■ サービスの内容

要支援者が、その人の心身の状態や環境に応じて、要支援者の居宅で訪問を受け、またはサービスの拠点に通り、もしくは短期間宿泊することで、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

■ 実績と見込量

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				187	193	198
供給量	77	173	182	187	193	198

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

■ サービスの内容

認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

■ 実績と見込量

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				24	24	24
供給量	0	0	24	24	24	24

5. 介護保険施設サービス実績・見込み

(1) 介護老人福祉施設

■ サービスの内容

老人福祉法に規定する老人福祉施設の1つです。65歳以上の方で、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方を入所させる施設サービスです。

■ 実績と見込量

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量				2,923	2,923	2,923
供給量	2,777	2,923	2,923	2,923	2,923	2,923

(2) 介護老人保健施設

■ サービスの内容

入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設で、都道府県知事の許可を受けた施設サービスです。

■ 実績と見込量

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量				1,208	1,208	1,208
供給量	1,162	1,208	1,208	1,208	1,208	1,208

(3) 介護療養型医療施設

■ サービスの内容

療養病床等を有する病院であって、入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うことを目的とする施設サービスです。

■ 実績と見込み

単位：人／年

	実績値		見込み	推計値		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量				308	283	259
供給量	389	308	308	308	283	259

第2章 地域支援事業の推進

1. 事業概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護・要支援状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。地域支援事業には、「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つから成り立っています。

2. 事業種類

(1) 介護予防事業

介護予防事業は、介護予防上の支援が必要と認められる高齢者を対象に事業を実施する「特定高齢者施策」と、すべての高齢者を対象に事業を実施する「一般高齢者施策」により構成されています。事業の対象や実施方法は異なりますが、連続的かつ一体的に実施されるよう、相互に緊密な連携を図るよう努めます。

事業区分	実施事業
① 介護予防特定高齢者施策	
特定高齢者把握事業	・ 特定高齢者把握事業 (生活機能評価、基本チェックリスト)
通所型介護予防事業	・ 運動器の機能向上事業 ・ 認知症予防支援事業 ・ 栄養改善事業 ・ 口腔機能の向上事業
訪問型介護予防事業	・ 閉じこもり・うつ、認知症高齢者訪問事業
介護予防特定高齢者施策評価事業	・ 介護予防特定高齢者施策評価事業
② 介護予防一般高齢者施策	
介護予防普及啓発事業	・ 市の広報やホームページ、ケーブルテレビを活用した啓発 ・ 歯のコンクールの開催 ・ 老人クラブ、ミニデイ会員等を対象とした講座の開催 ・ 講師等の派遣 ・ 運動施設での健康増進・介護予防の展開
地域介護予防活動支援事業	・ 福祉コミュニティ推進会議の開催 ・ 介護予防に資する地域活動組織の育成・支援 ・ 高齢者の生きがいづくりや生涯学習の推進に向けた活動支援、朝来市健康福祉大学の開催
介護予防一般高齢者施策評価事業	・ 介護予防一般高齢者施策評価事業

①介護予防特定高齢者施策

【特定高齢者把握事業】

■事業の内容

介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者の把握のため、すべての第1号被保険者を対象に、特定健診時における生活機能評価の実施、本人・家族からの相談、ミニデイ・老人クラブ等地域の集いでの把握、要介護認定非該当者、医療機関からの情報提供、地域包括支援センター職員の訪問活動による基本チェックリストの実施から、特定高齢者である可能性のある人の把握を行います。

【通所型介護予防事業】

■事業の内容

特定高齢者把握事業で把握された特定高齢者を対象に、通所により、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等介護予防の観点から効果があると認められる取り組みを行います。

運動器の機能向上事業

平成18年度～19年度は、健康課直営で保健センター等を会場に週1回のペースで5か月間を1クールに、保健師・理学療法士・作業療法士・看護師等が従事し「運動器の機能向上事業」を展開してきました。また、平成19年度はモデル事業として「ふれあいプールくじら」に委託し、週1回4か月間を1クールに「運動器の機能向上事業」を展開してきました。平成20年度からは、市内にある運動施設「ふれあいプールくじら」「とらふす道場」の2か所に「運動器の機能向上事業」を委託し、週1～2回3～4か月間を1クールとし事業展開してきました。直営・委託の両面から事業実施する中で、筋力低下・転倒防止などに効果があり、運動器の機能向上が図られました。

しかし、介護予防プログラムに参加した結果、期間限定では状態が改善しても、教室終了後の自己による継続した介護予防活動ができず、元の状態に戻ってしまうこともあります。従って、一定期間「運動器の機能向上事業」に参加した後の支援が重要と考えます。

平成21年度以降は市内にある運動施設「ふれあいプールくじら」「とらふす道場」等民間事業所に委託して「運動器の機能向上事業」を一定期間展開します。終了後は、個人の状態の変化に合わせてながら、連続的かつ継続的に特定高齢者と一般高齢者が区別なく介護予防に関心を持ち主体的に取り組むことができる、高齢者健康づくり事業を推進します。

認知症予防支援事業

特定高齢者の中で、認知症予防が必要な高齢者に対し、市内3か所ある認知症対応型の通所デイサービスにおいて、特定高齢者の受け入れも同時に行い、宅老事業として展開していきます。

また、「認知症について」として認知症専門外来の紹介、相談窓口の紹介、心のケア相談、「脳元気度チェック」の紹介を行い、早期に対応できる取り組みを推進していきます。

栄養改善事業

特定高齢者の中で栄養改善が必要な高齢者に対し、アセスメントを実施し、保健センター等で管理栄養士による栄養改善、食事計画等の支援を行います。1クール月1回程度6か月間とします。

口腔機能の向上事業

特定高齢者の中で口腔機能の改善が必要な高齢者に対し、アセスメントを実施し、一定期間内に歯科衛生士による相談や口腔内の衛生チェック、口腔ケア、お口の体操等を指導します。

【訪問型介護予防事業】

■事業の内容

通所による介護予防事業への参加が困難な特定高齢者を対象に、保健師等が居宅を訪問し、介護予防事業を実施します。

閉じこもり・うつ、認知症高齢者訪問事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者のうち、閉じこもり、認知症、うつのおそれがあるなど、通所による介護予防事業への参加が困難な特定高齢者を対象に、居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。

通所型介護予防事業への参加が可能な特定高齢者については、通所型介護予防事業等への参加を推進します。

【介護予防特定高齢者施策評価事業】

■事業の内容

年1回程度、介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護・要支援認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施します。

②介護予防一般高齢者施策

【介護予防普及啓発事業】

■事業の内容

介護予防につながる基本的な知識を普及啓発するため、次のような事業を実施します。

市の広報やホームページ、ケーブルテレビを活用した啓発

市の広報やホームページ、ケーブルテレビを活用し、介護予防体操「朝来市いきいき体操」をケーブルテレビの番組として毎週2回放送するなど、介護予防に関する情報提供を行い、啓発を行います。

歯のコンクールの開催

口腔ケアの啓発や普及に向けて、歯科医師との連携による歯のコンクールを年1回開催します。

老人クラブ、ミニデイ会員等を対象とした講座の開催

老人クラブ、ミニデイ会員等を対象に認知症の予防、いきいき体操の普及、脳ドリルの普及、成年後見制度・高齢者虐待、転倒防止等に向けた講座を各公民館で年1回以上実施します。

講師等の派遣

地域ミニデイ活動等の充実を支援するため、専門職やゲーム・余興・運動等の講師を地域に派遣します。

運動施設での健康増進・介護予防の展開

「ふれあいプールくじら」「とらふす道場」等の運動施設での健康増進・介護予防に関する事業を展開します。

【地域介護予防活動支援事業】

■事業の内容

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のため、次のような事業を実施します。

福祉コミュニティ推進会議の開催

朝来市脳耕会（認知症予防検討会）では年に2～3回会議を開催し、認知症になっても地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指して地域での取り組み等を検討しています。取り組みのひとつとして、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を身守り、支援する「認知症サポーター」を多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを、市民の手によってつくっていくよう推進していきます。

介護予防に資する地域活動組織の育成・支援

ボランティア養成について、朝来市社会福祉協議会に委託し、地域かわら版作成講座・余暇活動ボランティア講座・サマーボランティア体験・福祉マップ作成等の人材育成を推進します。

高齢者の生きがいづくりや生涯学習の推進に向けた活動支援、朝来市健康福祉大学の開催

地域介護予防支援事業として、健康福祉大学に委託し、概ね 65 歳以上の高齢者を対象に人生の自己実現に向け、月 2 回程度一般教養講座・専門講座・クラブ活動を通じて全人的な学習の機会をつくり、生きがいづくりや生涯学習による介護予防の普及啓発を図ります。

【介護予防一般高齢者施策評価事業】

原則として、年度ごとに事業評価項目により、プロセス評価を中心に介護予防一般高齢者施策の事業評価を実施します。

(2) 包括的支援事業

高齢者ができる限り自宅や住み慣れた地域で過ごすことができるよう、保健、医療、福祉に関するサービスを総合的に提供する地域包括ケアを充実させる観点から、包括的支援事業として、予防給付や介護予防事業に関する介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、高齢者虐待の防止等を図る権利擁護事業、地域ケアの支援や支援困難事例等への指導・助言を行うケアマネジメント支援を行います。

これらの事業は、地域包括支援センターが実施しています。

事業区分	実施事業
①介護予防ケアマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・課題分析 ・目標の設定 ・介護予防ケアプランの作成 ・モニタリングの実施 ・評価
②総合相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援
③権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止
④包括的・継続的マネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的・継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導・相談 ・支援困難事例への指導・助言 ・スーパーバイザー養成事業

①介護予防ケアマネジメント事業

■事業の内容

特定高齢者が、要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、おかれて
いる環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適
切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

課題分析

生活機能評価の結果等の情報の把握や、対象者及び家族との面接による聞き取り等
を通じて、次に掲げる領域ごとに、対象者の日常生活の状況、生活機能の低下の原因
や背景等の課題を明らかにします。

目標の設定

課題分析の結果、個々の対象者にとって最も適切と考えられる目標を設定します。
目標は、単に運動器の機能や栄養改善、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目
指すものではなく、これらの機能改善や環境の調整などを通じて、生活の質の向上を
目指すものとします。

介護予防ケアプランの作成

課題分析の結果や対象者の希望に基づき、設定した目標を達成するための最も適切
な事業の組み合わせを検討し、対象者及びその家族の同意を得て、支援の内容や目標
の達成時期等を含む介護予防ケアプランを作成します。

モニタリングの実施

介護予防ケアプランに基づき、介護予防事業が実施される間、地域包括支援セン
ターは、必要に応じてその実施状況を把握するとともに、当該事業の実施担当者等
の関係者の調整を行います。

評価

介護予防ケアプランで定めた期間が経過した後、地域包括支援センターでは、事業
の実施担当者からの事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、対象者及び家族
との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し、適宜、介護予防ケアプ
ランの見直しを行います。

②総合相談支援事業

■事業の内容

地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、各関係機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見い出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を予防するため、地域における様々な関係者のネットワークづくりを行います。具体的には、各中学校区ごとに市の保健・福祉部門、地域包括支援センター、介護保険事業者、介護支援専門員等が集まり、それぞれの地域に暮らす高齢者の実態を出し合い、その課題について検討する地域ケア会議を開催しています。

実態把握

家族、近隣住民からの情報提供により、高齢者の状況についての実態把握を行います。

総合相談支援

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受け、相談内容に即したサービス等に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。また、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断された場合には、訪問や様々な関係者からの詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定し、さらにその後の効果についても確認します。

③権利擁護事業

■事業の内容

地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

成年後見制度の活用促進

成年後見制度を説明するとともに、親族からの申し立てが行われるよう支援します。

老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ入所させることが必要な場合、緊急避難的措置として、福祉施設等への措置入所を実施します。

高齢者虐待への対応

関係機関との連携体制を整備するとともに、高齢者虐待の早期発見、虐待を受けた高齢者や家族、親族などの支援を行います。

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応を行います。

困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、他機関とも連携を図りながら総合的な支援を行います。

消費者被害の防止

訪問販売等による消費者被害を未然に防止するため、消費者生活科学センター等と定期的な情報交換を行うとともに、高齢者、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行います。

④包括的・継続的マネジメント事業

■事業の内容

介護支援専門員・主治医・地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、他職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的な支援を行うため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。

地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図ります。

日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供を行います。

支援困難事例への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

スーパーバイザー養成事業

市内の主任介護支援専門員が、後進の介護支援専門員に対して、専門家としての実践力向上を目指した教育・支援が行えるよう、主任介護支援専門員の活動を支援します。

(3)任意事業

任意事業については、要介護・要支援の状態にある高齢者が住み慣れた自宅で暮らしていくために、介護や支援を行っている介護者を支える事業、高齢者が地域で安心して生活できるよう支援する事業等を実施します。

■事業の内容

介護用品の支給事業

市民税非課税世帯で要介護4・5に認定された高齢者を在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給します。

介護者交流事業

高齢者を介護している方に、年1回程度、宿泊や日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会などを行うことで、心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等による成年後見制度の申立てに対し、その経費や成年後見人等の報酬を助成します。

家族介護教室

高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護者の健康づくり等についての知識・技術を身につけてもらうための教室を開催します。

認知症高齢者見守り支援事業

認知症サポーター養成講座の開催、認知症徘徊模擬訓練等を実施し、認知症について正しい理解を普及し地域での見守り体制を整えます。

徘徊SOSネットワークを構築し、認知症になっても住みやすい地域づくりを目指します。

家族介護手当支給事業

市民税非課税世帯、所得制限の範囲内にある世帯で、要介護4・5に認定された高齢者を在宅で介護し、かつ介護保険サービスを1年間利用していない場合に家族に対して介護手当を支給します。

第3章 地域包括支援センターについて

第3期計画以降、地域の社会資源を活用したケアマネジメントを行う、地域ケアシステムを総合的に担う中立・公正な拠点として地域包括支援センターが創設されました。

朝来市では現在、市直営で1か所を運営しています。

地域包括支援センターは、地域における総合的なマネジメントの中核機関として、①地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応などの権利擁護を含む「総合的な相談窓口機能」、②「予防給付」のマネジメントを含む介護予防マネジメント、③介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む「包括的・継続的なマネジメント」の役割を担っています。地域における多種多様な資源を活用し、地域に開かれたセンターとしての役割を担う必要があります。また、円滑かつ適正な運営、公正・中立性の確保を図るために、「朝来市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、運営に関する評価等を行っています。

1. 朝来市地域包括支援センターの概要

(1) 包括的支援事業の具体的な業務内容等

① 総合相談・支援事業

○地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

1) 地域におけるネットワーク構築

2) 実態把握

3) 総合相談支援（初期段階への相談対応→専門的・継続的な相談支援）

② 権利擁護事業、虐待防止・早期発見

○権利擁護事業の相談体制の構築

（成年後見人制度が円滑に利用できるよう情報提供）

○虐待に対する相談

（早期発見の為の地域関係者のネットワーク構築、虐待対策委員会の設置）

③介護予防ケアマネジメント事業

- 予防給付の利用者の申請、契約
- 特定高齢者や予防給付利用者のケアマネジメント
 - 1) 課題分析
 - 2) 目標の設定
 - 3) 介護予防ケアプランの作成
 - 4) モニタリングの実施
 - 5) 評価
- 予防給付（委託先の事業所のプランも含む）の給付管理
- 予防給付のケアマネジメントのチェック
（居宅介護予防支援事業所が作成したプランを妥当性を検証しアドバイスを行う）

④包括的・継続的マネジメント事業

- ケアマネジャーへの側面的な支援
（ケアマネジャーが抱える支援困難事例等への指導・助言、日常的な個別の相談、同行訪問）
- 朝来市ケアマネジャー連絡会の開催（事例検討会の開催）
- 長寿の郷のPT（理学療法士）訪問の調整
（場合によってはケアマネジャーと同行訪問も行う）
- 予防給付のケアマネジメントのチェック
（居宅介護予防支援事業所が作成したプランの妥当性を検証しアドバイスを行う）
- スーパーバイザーの養成

⑤介護給付費適正化事業

(2)地域包括支援センター運営協議会の主な役割

①地域包括支援センターの設置等に関すること

- 地域包括支援センターの担当する圏域の設定
- 地域包括支援センターの業務の法人への委託
- 地域包括支援センターの業務を委託された法人による予防給付に係る業務の実施
- 地域包括支援センターが介護予防支援業務を委託できる居宅介護支援事業者
- 地域包括支援センターの公正・中立性の確保に関すること

②地域包括支援センターの運営に関すること

運営協議会は、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、地域包括支援センターの事業内容を評価します。

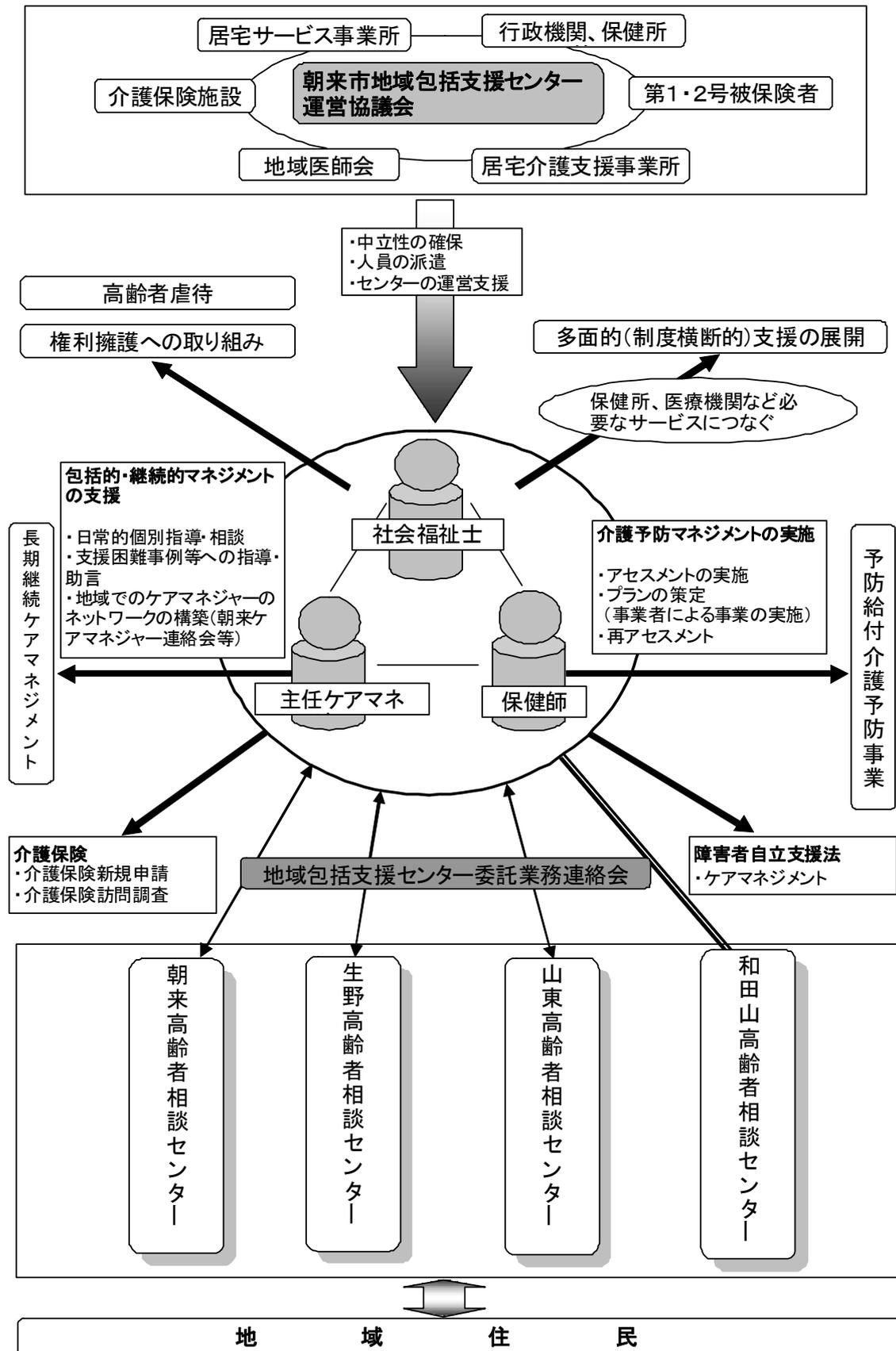
- 地域包括支援センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由がなく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか。
- 地域包括支援センターにおけるケアプランの作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利益を不当に誘引していないか。
- その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

③地域包括支援センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、地域包括支援センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や地域の関係団体等の間での調整を行います。

④その他の地域包括ケアに関すること

朝来市地域包括支援センターのイメージ図



第4章 介護(介護予防)サービスの充実について

1. 介護保険制度の円滑な運営を図るための方策

(1) 地域密着型サービスの適切な運営を図るための方策

要介護・要支援認定者が住み慣れた地域で継続した生活を送ることができるよう、身近な地域（日常生活圏域）に根ざした地域密着型サービスの適切な運営を進めます。

運営にあたっては、サービス事業者の指定、指導監督に加え、地域密着型サービス運営委員会に参画し、事業運営の円滑化を図ります。また、日常生活圏域ごとに計画的な整備を進めるとともに、過剰な整備については抑制していきます。その他、指定基準や報酬については地域の実情に応じた弾力的な設定を検討していきます。

(2) 苦情処理・相談体制の強化

地域包括支援センターにおいて介護保険や高齢者保健福祉全般についての苦情や相談に対応しています。また、各地域にある社会福祉法人に委託しているランチ機能においても身近な相談窓口として地域包括支援センターと連携を図りながら対応しています。これらの窓口の他、市担当課、市社会福祉協議会、保健師、民生委員・児童委員、介護相談員等が地域の相談窓口として気軽に相談できる体制づくりを進めます。

苦情の解決にあたっては、兵庫県国民健康保険団体連合会や関係機関との連携のもと、迅速な対応に努めるとともに、実態調査の実施やサービス事業者等への指導、調整を行います。

(3) 制度やサービスに関する情報提供

介護保険サービスの内容、申請手続きの仕組み等の周知徹底を図るため、市の広報やホームページをはじめ、パンフレットの配布、説明会の開催など、多様な方法による情報提供を実施していきます。情報の入手が困難となりがちな一人暮らし高齢者や障害のある人などに対しては、保健師、民生委員・児童委員、老人クラブ等との連携により、多方面からの情報提供に努めます。

また、認知症対応型共同生活介護の第三者評価受審結果、事業者自己評価及び利用者評価の実施結果などの介護サービス事業者に関する情報について介護保険認定申請窓口での提供を行い、利用者におけるサービス事業者の選択を支援します。

(4) 介護保険運営協議会における事業評価の実施

有識者、保健・医療・福祉関係者、被保険者等で構成される「介護保険運営協議会」を設置し、市民参加による介護保険事業の評価及び円滑な運営を図ります。

(5) サービス事業者における第三者評価の導入促進

第三者評価の受審が義務付けされている認知症対応型共同生活介護をはじめ、他の介護保険サービスについても兵庫県における介護保険サービス第三者評価制度による評価の受審をサービス事業者に促進し、朝来市における介護保険サービスの質の確保と向上に努めます。

(6) 介護給付費適正化の推進

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、介護給付費明細書の通知や認定調査のチェック、ケアプランの作成支援などを行い、必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や制度の趣旨、良質な事業を展開するうえで必要なケアマネジメント支援、各種情報の提供等で介護給付費の適正化の取り組みに努めます。

(7) 医療機関との連携

要介護認定においては、医師の意見書が不可欠であることから、医療系サービスの提供や医療が必要になった場合等におけるスムーズな対応を確保するため、医師会や歯科医師会等との連携を図ります。

(8) サービス事業者との連携

介護サービス事業者と市担当部署による定例会を開催し、個人情報保護の取り扱いについて、事業者の適切な対応を促すとともに、情報の交換や提供など連携体制の確保に努めます。また、朝来市は介護保険事業における保険者として、サービス事業者への指導やサービス基盤の確保など、健全な事業運営を推進していきます。

(9) ケアマネジメントの充実

介護保険サービスの提供では、サービスを必要とする高齢者の個々の状態に応じた適正なケアプランの作成など、介護支援専門員が重要な役割を担います。そのため、各サービス事業者間でのスムーズな連絡調整と質の高いサービスが実施されるよう、「朝来市ケアマネジャー連絡協議会」を開催するとともに、特定高齢者や要支援認定者への介護予防をマネジメントする地域包括支援センターにおける介護支援専門員への支援を行います。

2. 人材の確保

(1) 保健福祉人材の確保

地域における保健福祉サービスの充実のため、保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、栄養士、歯科衛生士等のサービスに携わる人材の確保を図るとともに、養成や就業後の資質向上のための事業者における研修体制の整備を図ります。また、医療機関や「但馬長寿の郷」等との連携を強化し、介護予防等の充実を引き続き進めるとともに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人材の確保を行います。

その他、公的機関や民間のサービス提供事業者の支援、NPOや地域ボランティアグループの活動を支援していきます。

(2) 介護保険サービスに係る人材の確保

① 介護支援専門員(ケアマネジャー)

利用者のニーズに応じた最適なサービス調整を確保するため、介護支援専門員からの相談等にきめ細かく対応することはもとより、委託事業所と協力しながら、介護保険サービスをはじめ、地域の社会資源等に係る情報提供の促進を図るとともに、連絡会やケース検討会、研修会、勉強会等の積極的な活用を通じて介護支援専門員に対する支援を行います。

② 要介護認定調査員

要介護認定調査は介護認定申請者の居宅に訪問して、日常生活動作の状況等について調査を行います。

今後、要介護認定者数の増加が見込まれていることから、十分なマンパワーの確保を進めます。また、研修等により調査員の資質向上を図ることにより、調査結果にばらつきのない公正・公平な調査が行われるよう努めます。

③ かかりつけ医

要介護認定においては、医師の意見書が不可欠であり、医療系の介護サービスや急性期医療が必要になった場合等にスムーズな対応を図れるよう、医師会や歯科医師会等の協力を得ながら今後も引き続きかかりつけ医の定着を進めていきます。

④ 要介護認定審査員

要介護認定を行うために設置される要介護認定審査会の審査員については、保健・医療・福祉関係機関の連携を得ながら、医師、看護師、保健師、介護福祉士や福祉に関する豊富な知識、経験を有する者などを委員とし、専門的な視点による適正な審査に努めます。

⑤主任介護支援専門員

主任介護支援専門員はサービス計画（ケアプラン）を作成する個々の介護支援専門員を支援するとともに、地域の介護支援専門員をはじめ、事業所相互の連携づくり、地域におけるケア体制づくりの支援を行います。

今後は要介護認定者数の増加に伴い、介護支援専門員の業務量の増加が予想されるため、主任介護支援専門員の育成・確保に努め、介護保険におけるケアマネジメントの質の向上を図ります。

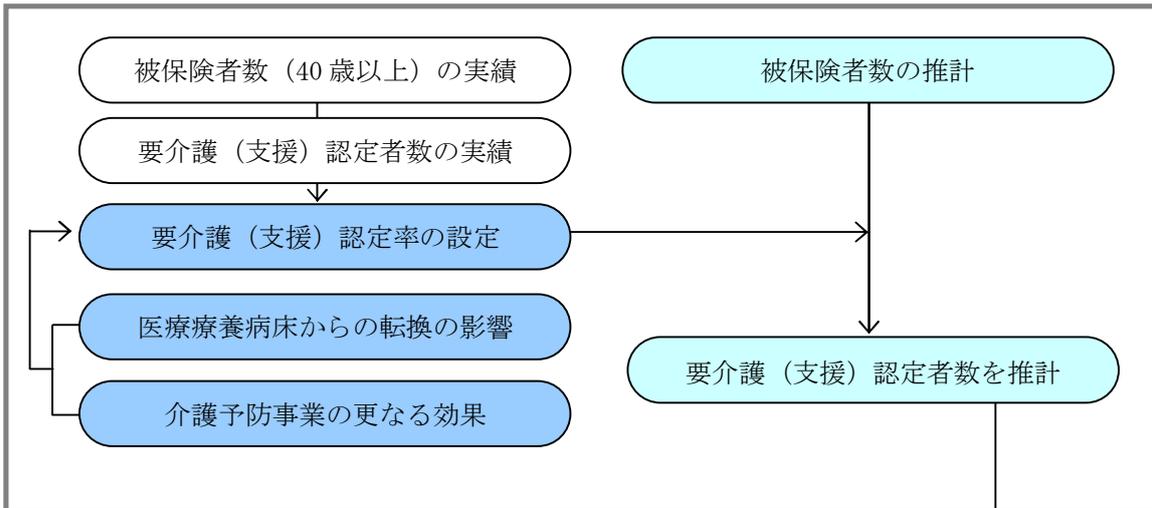
(3)地域福祉を推進する人材の確保

団塊の世代の豊富な人材、貴重な知識や経験を地域社会に還元いただくために不可欠なボランティアグループや住民組織等については、市社会福祉協議会等における育成体制を強化するとともに、市の保健福祉サービスとの連携した活動が可能となるような研修や指導の実施について取り組みます。

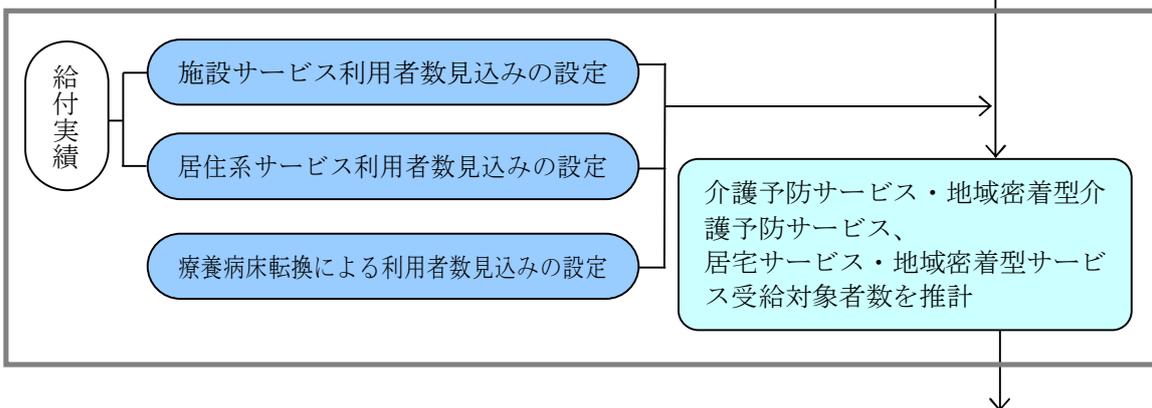
第5章 介護給付費・予防給付費及び保険料

1. 事業量算出の流れ

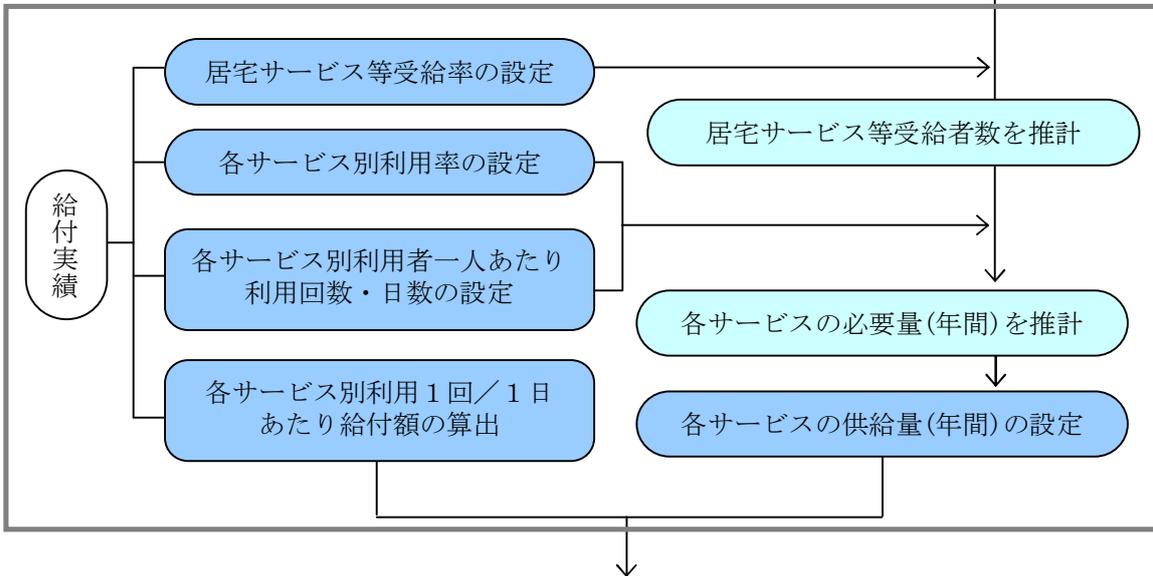
(1) 被保険者数及び要介護・要支援認定者数の推計



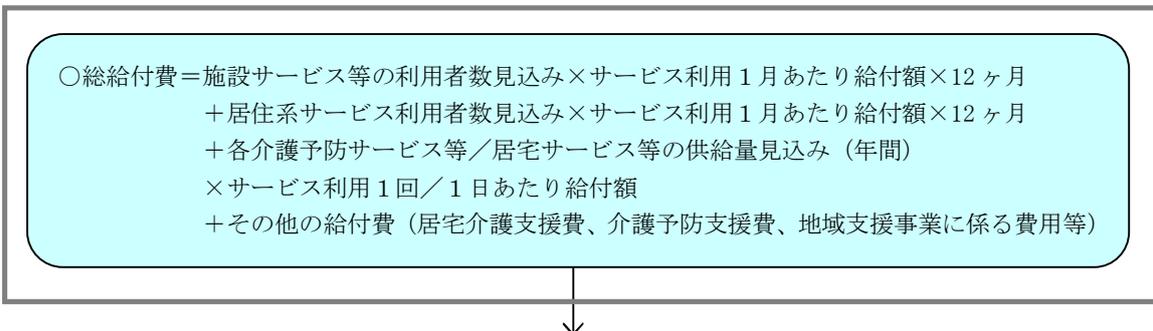
(2) 施設サービス・居住系サービスの利用者の推計



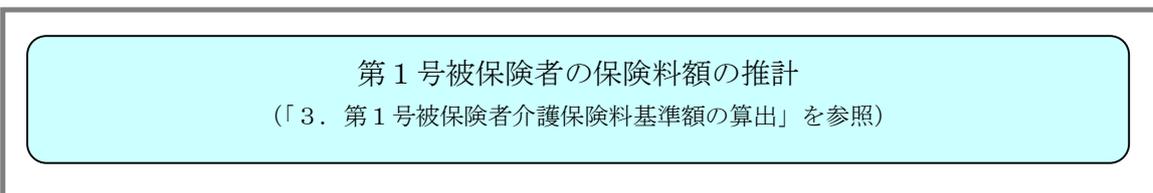
(3) サービス見込み量の推計



(4) 総給付費の推計



(5) 保険料の推計



2. 事業費の見込み

◆介護報酬単価の改定影響について

国においては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況を鑑み、介護報酬単価について、全体で約3%引き上げられる改定がなされました。これに伴う介護給付費の増加による保険料の上昇分を抑制するための財政措置として、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されるため、本計画において定める保険料額については、これを見込んだものとして設定しています。

(1) 介護給付費

単位：円

介護給付	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス			
訪問介護	209,527,223	220,446,279	231,652,387
訪問入浴介護	9,169,658	9,631,915	10,120,286
訪問看護	88,972,775	93,562,100	98,265,836
訪問リハビリテーション	749,955	791,814	835,398
居宅療養管理指導	9,250,884	9,713,427	10,199,098
通所介護	341,116,233	371,762,903	403,302,164
通所リハビリテーション	56,564,731	64,651,956	73,580,309
短期入所生活介護	164,751,781	171,987,730	178,732,931
短期入所療養介護	15,628,704	15,047,539	14,357,698
特定施設入居者生活介護	51,249,281	51,249,281	51,249,281
福祉用具貸与	100,564,284	110,506,033	120,781,462
特定福祉用具販売	6,285,176	6,599,435	6,929,407
地域密着型サービス			
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	27,397,516	30,329,397	33,433,434
小規模多機能型居宅介護 [※]	146,235,454	174,195,512	206,149,453
認知症対応型共同生活介護	234,210,206	234,210,206	234,210,206
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
住宅改修	15,379,353	16,148,321	16,955,736
居宅介護支援	103,931,598	107,944,494	111,582,654
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	714,370,968	714,370,968	714,370,968
介護老人保健施設	298,622,278	298,622,278	298,622,278
介護療養型医療施設	102,130,199	93,714,333	85,621,322
介護給付費計(A)	2,696,108,257	2,795,485,921	2,900,952,308

(2) 介護予防給付費

単位：円

介護予防給付	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス			
介護予防訪問介護	25,593,874	26,831,015	27,960,716
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	4,789,621	5,014,049	5,232,273
介護予防訪問リハビリテーション	4,811	4,811	4,811
介護予防居宅療養管理指導	246,440	258,762	271,700
介護予防通所介護	58,749,012	62,766,492	66,740,475
介護予防通所リハビリテーション	21,093,681	23,626,986	26,278,157
介護予防短期入所生活介護	2,401,673	2,516,926	2,626,451
介護予防短期入所療養介護	119,785	129,000	138,214
介護予防特定施設入居者生活介護	10,770,482	10,770,482	10,770,482
介護予防福祉用具貸与	9,858,552	10,332,297	10,763,736
特定介護予防福祉用具販売	3,365,569	3,533,848	3,710,540
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	4,839,793	5,181,851	5,494,735
介護予防小規模多機能型居宅介護*	10,462,693	10,776,574	11,099,871
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,535,657	5,535,657	5,535,657
住宅改修	15,097,440	15,852,312	16,644,928
介護予防支援	15,810,458	16,087,155	16,279,885
予防給付費計 (B)	188,739,541	199,218,217	209,552,631

(3) 標準給付費

単位：円

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護給付費 (A)	2,696,108,257	2,795,485,921	2,900,952,308
予防給付費 (B)	188,739,541	199,218,217	209,552,631
総給付費 (C) = (A) + (B)	2,884,847,798	2,994,704,138	3,110,504,939
特定入所者介護サービス費等給付額 (D)	104,778,924	104,188,820	103,622,320
高額介護サービス費等給付額 (E)	39,722,310	40,964,650	42,033,183
保険給付費 (F) = (C) + (D) + (E)	3,029,349,032	3,139,857,607	3,256,160,442
算定対象審査支払手数料 (G)	3,400,203	3,473,095	3,535,279
標準給付費見込み額 (H) = (F) + (G)	3,032,749,235	3,143,330,702	3,259,695,721

3. 第1号被保険者介護保険料基準額の算出

保険料収納必要額 (J) 1,608,281,117 円
$= \left(\begin{array}{l} \text{標準給付費見込み額 (H)} \\ 9,435,775,658 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域支援事業費 (I)} \\ 282,761,012 \text{ 円} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者} \\ \text{負担割合 (20\%)} \end{array}$
$+ \begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{相当額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{見込額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{財政安定化基金} \\ \text{拠出金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{財政安定化基金} \\ \text{償還金} \end{array}$
$- \begin{array}{l} \text{準備基金} \\ \text{取崩額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{市町村特別} \\ \text{給付費等} \end{array}$

※調整交付金…後期高齢者の人数格差や保険料負担能力の格差による市町村間の不均衡を調整するために国から交付される

※財政安定化基金拠出金…市町村の財政の安定化を図るため都道府県に設置されている基金への拠出金

※財政安定化基金償還金…市町村の介護保険の財政が赤字となった場合に、都道府県が設置する「介護保険財政安定化基金」から受けた資金の貸付金に係る償還金

※準備基金取崩金…第3期までの運営期間中の余剰金からの取崩し分

※市町村特別給付費等…介護給付および予防給付の法定給付以外に、市区町村が独自に条例で定めて行う事業の費用

月額保険料 (基準額)
$= \begin{array}{l} \text{保険料収納必要額 (J)} \\ 1,608,281,117 \text{ 円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{予定保険料収納率} \\ 99.48\% \end{array} \div \begin{array}{l} \text{所得段階別加入割合補正後} \\ \text{第1号被保険者数 (3年間)} \end{array} \div 12 \text{ ヶ月}$

月額保険料 (基準額)	4,660 円
-------------	---------

※介護従事者処遇改善臨時特例交付金を見込む前の基準額

介護従事者処遇改善臨時特例交付金の活用方法については、平成21年度と平成22年度に段階的に軽減額を縮小することが基本となりますが、交付金の3年間の配分は、保険者（市町村）の裁量によって定めることができるため、朝来市においては、平成21年度～平成23年度までの介護保険料が段階的に上昇することを避け、3年間均等の保険料を設定します。第1号被保険者介護保険料基準額は介護従事者処遇改善臨時特例交付金により月額62円が軽減されます。

月額保険料 (基準額)	4,600 円
-------------	---------